

# 令和3年度埼玉県介護支援専門員 更新研修（実務未経験者向け）実施要領

## 1 日程・内容

「介護支援専門員更新研修実施要綱」に基づき、別表カリキュラムのとおり実施します。（合計54時間・うち集合式研修は4日間）また、本研修は再研修と兼ねて実施します。

## 2 対象者

埼玉県登録の介護支援専門員で、有効期間満了日が令和4年（2022年/平成34年）3月1日から令和5年（2023年/平成35年）2月28日までの方で、現在の介護支援専門員証の有効期間満了日までの5年間（注1）のうちに介護支援専門員として実務（注2）に従事した経験がない方。

※申込時に、就業経験がないことを確約して頂きます。現在の有効期間内に一度でも就業履歴があった場合、受講しても更新の要件とならず、更新手続きができません。過去の就業履歴が不明な方は、埼玉県高齢者福祉課（電話048-830-3232）へお問い合わせください。

※当面介護支援専門員として業務に従事する予定のない方は、必ずしも更新する必要はありませんが、有効期間満了の後、再度業務に従事するためには、再研修を受講し証の再交付を受けることになります。

### 【重要】介護支援専門員としての業務経験

#### （注1）有効期間満了日までの5年間とは

- はじめて更新される方は、「登録日から有効期間満了日までの5年間」
- 前回再研修を受講された方は、「交付年月日から有効期間満了日までの5年間」
- 2～3回目更新の方は、「前回の有効期間満了日の翌日から現在の有効期間満了日までの5年間」

#### （注2）介護支援専門員としての業務とは

- 以下の①～⑨の事業所又は施設で介護支援専門員として就労し、介護（予防）サービス計画書（ケアプラン）作成等を行うことです。（特定施設サービス計画書の作成も含む）  
※要介護認定調査や、利用者・サービス提供事業者との連絡調整のみは業務とみなされません。
- 指定居宅介護支援事業所の管理者の場合は、基準上介護支援専門員を置くこととされていることから、介護サービス計画作成経験の有無に関わらず、実務経験者とみなされます。
- 主任介護支援専門員に従事している場合には、自らケアプランを作成していなくても、介護支援専門員としての業務に従事しているものとみなされます。

#### 【実務経験となる事業所又は施設】

- ①居宅介護支援事業所 ②特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者
- ③小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る）に係る指定地域密着型サービス事業者
- ④介護保険施設 ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者
- ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦指定介護予防支援事業者 ⑧地域包括支援センター ⑨在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口

## 3 研修費用

### （1）受講料

**42,000円**（埼玉県手数料条例に定められた金額）

### （2）支払方法

受講申込後、別途郵送する「受講決定のお知らせ」に同封する払込票にてお振込みください。お振込みいただいた受講料につきましては、受講開始後は返金できませんので御了承ください。

## 4 申込方法

以下の書類を揃えて、11 申込・問合せ先まで送付してください。

- ①受講申込書（本会ホームページから様式をダウンロードしてください。）
- ②現在の介護支援専門証のコピー（受講申込書の所定欄に貼付してください。）

《本会ホームページ》 <https://saitama-cm.com/kenshu/>

## 5 研修日程の選択について

研修は全4日間で1コースです。

## 6 研修修了の認定方法

研修の全課程を修了した方を修了者とし、修了者には本会から修了証明書を交付します。なお、研修事業終了後に本会から埼玉県に修了者名簿を提出します。

## 7 留意事項

- (1) 受講申込みにあたっては、不備がないよう提出書類の作成をお願いします。提出書類は必ず控えを取り、お手元に残してください。御自身の実務経験と異なるコースの研修を修了しても更新要件を満たすことにはなりません。
- (2) 研修中は、携帯電話・研修実施機関の許可を得ていないパソコンやイヤホンの使用など、研修内容と関係のない行為は御遠慮いただきます。研修実施に影響のある状況が見受けられた場合は、面談・協議の上で受講を取り止めていただく場合があります。
- (3) 欠席・遅刻・早退は原則認められません。講義途中での退出が確認できた場合は、欠席扱いとさせていただきます。

## 8 申込期限

**令和3年6月30日（水）必着**


## 9 受講決定

受講申込をされた方には、郵送（令和3年8月20日（金）発送予定）により受講決定をお知らせします。**令和3年8月31日（火）**を過ぎても受講決定が届かない方は、御連絡ください。

## 10 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況により、研修日程が変更・中止になる可能性がございます。本会ホームページにて最新情報を随時御確認ください。（状況に合わせて更新します）
- (2) 住所や氏名などの登録事項に変更がある場合は、手続きが必要になりますので、埼玉県高齢者福祉課（048-830-3232）へ連絡をお願いします。

### 【介護支援専門員証の見方】

介護支援専門員証	
 見本	登録番号 11111111
	氏名 埼玉 コバトン
	生年月日 平成XX年XX月XX日
	住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
	登録年月日 平成XX年XX月XX日
	交付年月日 平成XX年XX月XX日
有効期間満了日 平成XX年XX月XX日	
上記の者は介護支援専門員であることを証明する。 埼玉県知事 ○ ○ ○ ○	

介護支援専門員資格登録簿に登録されている氏名及び住所です。婚姻・転居等で変わっている場合は県高齢者福祉課へ手続きください。

交付年月日:現在の介護支援専門員証の交付年月日 ※必ずしも更新年月日と同じとは限りません。

有効期間満了日:現在の介護支援専門員証の有効期間が満了する年月日

注：介護保険法施行規則の改正により、平成27年4月1日から交付する介護支援専門員証から住所の表示がなくなりました。令和元年（2019年）5月分から年表記が「元号+西暦」になっています。

## 11 申込・問合せ先

一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会  
 (住所) 〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-13-8 ほまれ会館内  
 (電話) 048-767-6207  
 (HP) <https://saitama-cm.com/kenshu/>

※お問合せは、平日の9時から17時の間にお願いします。

※電話番号をお間違えのないようお気をつけください。

## 12 54時間コースカリキュラム

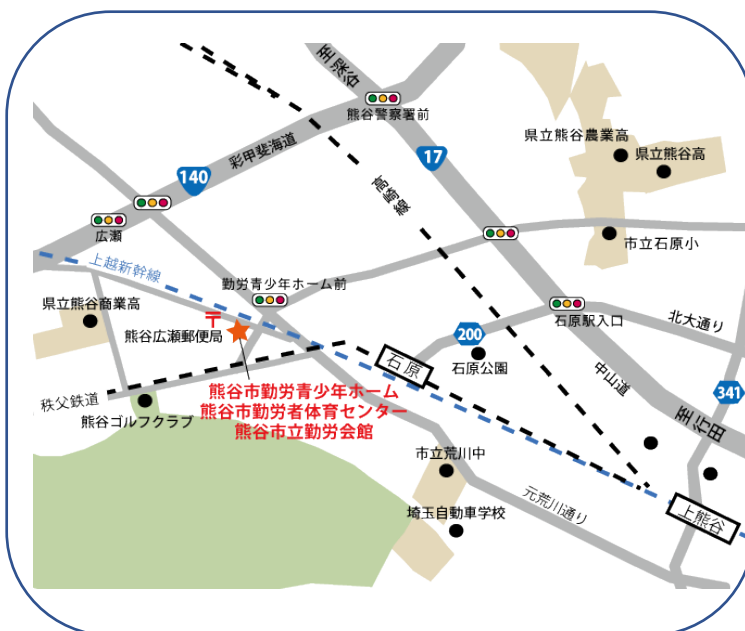
別紙のとおり

- \*演習日の受付は9:00頃を予定しております。
- \*演習日の研修時間は9:30から16:30を予定しております。
- \*会場・研修時間等は予定ですので変更になることがあります。
- \*変更は本会のホームページ上でお知らせいたします。

\*宛先として切り取ってご利用ください。

<p>〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-13-8 ほまれ会館 2F</p> <p>一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会 介護支援専門員更新研修担当 宛</p>	<p>〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-13-8 ほまれ会館 2F</p> <p>一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会 介護支援専門員更新研修担当 宛</p>
---	---

## 《会場案内》



### 【熊谷市立勤労会館】

熊谷市石原1407番地1  
 秩父鉄道石原駅下車 徒歩約10分